

別記第1号様式（第2条関係）

美容所開設届出書

年 月 日

市立函館保健所長 様

住 所
(ふりがな)
届出者 氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
その名称および代表者の氏名〕
電 話 局 番

美容所を開設するので、美容師法第11条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

美 容 所	名 称			
	所 在 地			
	構造および 設備の概要			
管 理 美 容 師	氏 名			
	住 所			
美 容 師	氏 名	登 録 番 号	そ の 他 の 従 業 者	氏 名
美容師が結核、皮膚疾患等の伝染性疾病にかかっている場合は、その旨				
開設の予定年月日		年 月 日		
開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称				
開設しようとする美容所と同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合（現に理容所が開設されている場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時に行う場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日		年 月 日		

添付書類

- 1 美容所の平面図（美容師法施行規則第19条第1項ただし書（同項第4号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合を除く。）
 - 2 美容所の開設者から当該営業を譲り受けた場合にあつては、その旨を証する書類（美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書または第3項ただし書の規定の適用を受ける場合に限る。）
 - 3 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病の有無に関する医師の診断書（美容師法施行規則第19条第2項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）
 - 4 管理美容師を設置する場合は、管理美容師となる者が美容師法第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類（美容師法施行規則第19条第3項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）
 - 5 届出者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 注 美容師法施行規則第19条第1項ただし書の規定の適用がある場合にあつては、変更がない事項（美容所の名称欄、美容所の所在地欄および開設の予定年月日欄を除く。）の記載を省略することができます。